

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	8
○土地改良区連合の役員の就退任の認可……………（農業施設管理課）	8
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	8
○特定調達契約に係る入札の公告……………（漁業管理課）	8
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	9
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	10
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	10
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	10
道労働委員会告示	
○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に関する認定告示……………	11

告 示

北海道告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名
平成29. 5.22 新十津川土地改良区
平成29. 5.22 当別土地改良区

北海道告示第367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の就退任の届出があった。

平成29年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所

就 任	平成29. 5.16	理 事	菊 地 博	夕張郡長沼町西1線南2番地
同	同	同	野 島 芳 光	同 由仁町光栄75番地
同	同	同	桂 一 照	同 栗山町字富士310番地3
同	同	同	尾 田 則 幸	岩見沢市北村豊正392番地
同	同	同	宮 崎 英 治	江別市美原1086番地
同	同	同	佐々木 真 吾	夕張市沼ノ沢609番地2
同	同	監 事	笹 谷 孝 幸	夕張郡由仁町古山160番地
同	同	同	小 泉 弘 人	同 栗山町字雨煙別844番地
同	同	同	平 田 真 一	同 長沼町東4線北18番地
同	同	同	白 倉 敏 美	空知郡南幌町南14線西11番地
退 任	平成29. 5.15	理 事	菊 地 博	夕張郡長沼町西1線南2番地
同	同	同	野 島 芳 光	同 由仁町光栄75番地
同	同	同	桂 一 照	同 栗山町字富士310番地3
同	同	同	尾 田 則 幸	岩見沢市北村豊正392番地
同	同	同	宮 崎 英 治	江別市美原1086番地
同	同	同	佐々木 真 吾	夕張市沼ノ沢609番地2
同	同	監 事	笹 谷 孝 幸	夕張郡由仁町古山160番地
同	同	同	小 泉 弘 人	同 栗山町字雨煙別844番地
同	同	同	平 田 真 一	同 長沼町東4線北18番地
同	同	同	白 倉 敏 美	空知郡南幌町南14線西11番地

北海道告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（新田地区（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成29年6月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第369号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成29年7月25日(火)から同年8月28日(月)まで
- (4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 造船所内に総トン数500トン型船舶(鋼船)を入渠できる引揚船台等の設備を有していること。
- (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年6月6日(火)から同月16日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階1号会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課)
- (2) 入札日時 平成29年7月18日(火)午後3時30分(送付による場合は、同月14日(金)午後5時までに必着)

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5486

11 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKUOUMARU Repair Service 1 set
- B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., July 18, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 14, 2017)
- C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第370号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指

定する。

平成29年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ809（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第371号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成29年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 沙流郡平取町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 沙流郡平取町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第372号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
青木の沢川（Ⅱ－24－0350）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石折戸町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
長内の沢川（Ⅱ－24－0360）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石折戸町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
有明川（Ⅰ－24－0110）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石鳴神町、熊石雲石町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第373号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年6月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石雲石(1)（Ⅱ－2－316－1099）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石根崎町、熊石雲石町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石雲石(2) (Ⅰ－2－491－1529)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石雲石町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石根崎1 (Ⅱ－2－317－1100)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石根崎町、熊石雲石町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石折戸 (Ⅰ－2－478－1516)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石折戸町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石鳴神2 (Ⅰ－2－492－1530)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石雲石町、熊石鳴神町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 小学校の沢川 (Ⅰ－24－0100)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石雲石町、熊石鳴神町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

道 労 働 委 員 会 告 示

北海道労働委員会告示第1号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成29年5月29日認定したので、次のとおり告示する。

平成29年6月6日

北海道労働委員会会長 浅 水 正

北海道道立病院局の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該企業等の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。）については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 局	道立病院部長 次長 課長 主幹 病院経営課の総括に係る事務を担当する主査 病院経営課の人事に係る事務を担当する主査 病院経営課の予算に係る事務を担当する主査
江 差 病 院 北 見 病 院 羽 幌 病 院 緑 ケ 丘 病 院 向 陽 ケ 丘 病 院	院長 副院長 事務長 課長 副総看護師長
	センター長 事務長

子ども総合医療・療育センター	副センター長 企画総務課長 室長 部長 主幹 地域連携課長 副看護部長
----------------	---

正 誤

○平成29年3月7日（第2865号）

北海道告示第156号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
15	右	10及び11
誤		（国有林。次の図に示す部分に限る。）
正		（国有林）

○平成29年3月10日（第2866号）

北海道告示第165号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
29	左	11から16まで
誤	ア	次の森林については、主伐は、択伐による。 札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
	イ	その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
	ウ	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
	エ	間伐に係る森林は、次のとおりとする。
正	ア	主伐に係る伐採種は、定めない。
	イ	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
	ウ	間伐に係る森林は、次のとおりとする。

○平成29年3月31日（第2872号）

北海道告示第234号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
228	右	2
誤		函館石崎10（Ⅱ－2－ <u>52</u> －834）
正		函館石崎10（Ⅱ－2－ <u>51</u> －834）
ページ	欄	行
228	右	10
誤		函館石崎11（Ⅱ－2－52－ <u>834</u> ）
正		函館石崎11（Ⅱ－2－52－ <u>835</u> ）